

Ⅲ 不登校にかかる課題の解決のために

1 「未然防止」の取組

(1) 「居場所づくり」、「きずなづくり」とは

先生方は、日々、児童・生徒にとって「魅力ある学校・学級づくり」を目指して教育活動に取り組んでいることでしょう。その願いや思いをより実現させる取組の一つとして、教職員による「居場所づくり」と児童・生徒自身による「きずなづくり」を意識した教育活動が挙げられます。

「居場所づくり」

教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとっても落ち着ける場所にする。

「きずなづくり」

児童・生徒が主体となり、日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること。（教職員の役割は場と機会の設定）

(2) 「居場所づくり」から「きずなづくり」へ

児童・生徒が互いの良さを認め合い、自分たちで横のつながりを紡ぐことができるような学校・学級をつくるためには、まず、教職員が「安心・安全な環境」（児童・生徒が安心して生活でき、自己存在感や充実感を感じられる場）を整えることが大切です。次に、意図的、計画的に「児童・生徒が主体的に取り組む場」を設定しましょう。教職員が児童・生徒に代わって「きずなづくり」を進めたり、お手本を示して児童・生徒にまねをするよう促したりするのではなく、児童・生徒主体の「きずなづくり」ができるような「場」や「機会」を設定し、「自発的な思いや行動」が湧き上がるような取組を行うことが重要です。

○ 全ての児童・生徒の「心の居場所」となる学校

そのために…

⇒ 【安心安全な学校づくり】

教職員が、児童・生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる場所を提供する。

○ 全ての児童・生徒の「きずなづくりの場」となる学校

そのために…

⇒ 【教職員は場と機会の設定】

教職員は、児童・生徒が、主体的に取り組む活動を通し、自らが「きずな」を感じ取り、紡いでいくことができるような環境を整える。

(3) 「居場所づくり」において教員が配慮すべきこと

集団における「居場所づくり」のためには、まず、児童・生徒の全体像を把握し、その後、一人ひとりの児童・生徒の様子について確認していくことが重要です。

〔担任と児童・生徒との信頼関係づくり〕

担任に対する第一印象や初期の印象は、児童・生徒にとってその後の言動の受け止め方を方向付け、長期的な関係に影響を与えます。「担任は信じられる、頼れる存在である」と感じられるような働き掛けを、児童・生徒だけでなく保護者に対しても年度始めには特に意識的に行いましょう。

- 担任から声を掛けて、気軽に話せる関係をつくる。
- 児童・生徒からの相談には、親身になって丁寧に対応する。
- 「いじめなどに対しては、毅然とした態度で対応する」ということを伝える。
- 日頃から連絡帳や電話連絡を通して児童・生徒の良い面や行動について保護者に伝える。

〔居場所づくり〕

児童・生徒にとって、安心・安全なクラスにしましょう。

- 楽しみながらお互いを知ることができるような自己紹介の場を企画する。
- 学級や学年単位で体験活動やレクリエーションなどを行い、児童・生徒同士の人間関係づくりが行える場を設定する。
- いじめや暴力行為につながるからかい・ふざけ等には、毅然とした態度で注意する。

（４）「きずなづくり」において教員が配慮すべきこと

全ての児童・生徒が学校を安心感もてる居場所であると実感できるような、魅力ある学校づくりは教職員の願いです。教職員は、日常の教育活動全てにおいて、その実現のため取り組んでいます。しかし、残念ながら児童・生徒の中には、不登校等の状態が生じる者もいます。日頃の学校づくり、学級づくりに関する教職員の思いや願いは、全ての児童・生徒に伝わっているかどうかを振り返り、更に改善できる点はないかという視点で取組の方向性を再確認する必要があります。その際、集団へのアセスメントとして、「意識調査」などを活用した点検の導入が効果的です。

（５）「魅力ある学校・学級づくり」のための授業改善のポイント

学校生活の多くの時間を占める授業においては、児童・生徒が安心して臨めるような授業づくりが大切です。学びの主役である子どもたちの立場になって、ユニバーサルデザインの視点に基づく授業改善を進めていきましょう。

- ユニバーサルデザインを意識した授業づくりの例
 - ① 見通しをもたせる工夫
 - ◆ 授業の初めに、学習する内容の進め方について全体的な見通しを提示する。
 - ◆ 授業の進行場面が分かるようにする。
 - ② 情報伝達の工夫
 - ◆ 指示・伝達事項は聴覚的・視覚的に提示する。

- ◆ 具体的な表現で伝える。
- ③ 授業への参加を促す工夫
- ◆ 意思表示のためのハンドサインを決めておく。
 - ◆ 課題の内容や進め方に少しずつ変化をもたせる。
- ④ 学習課題への取組を促す工夫
- ◆ ワークシートを活用して学習の進め方や段取りを分かりやすくする。
 - ◆ 課題の細分化とスモールステップ化

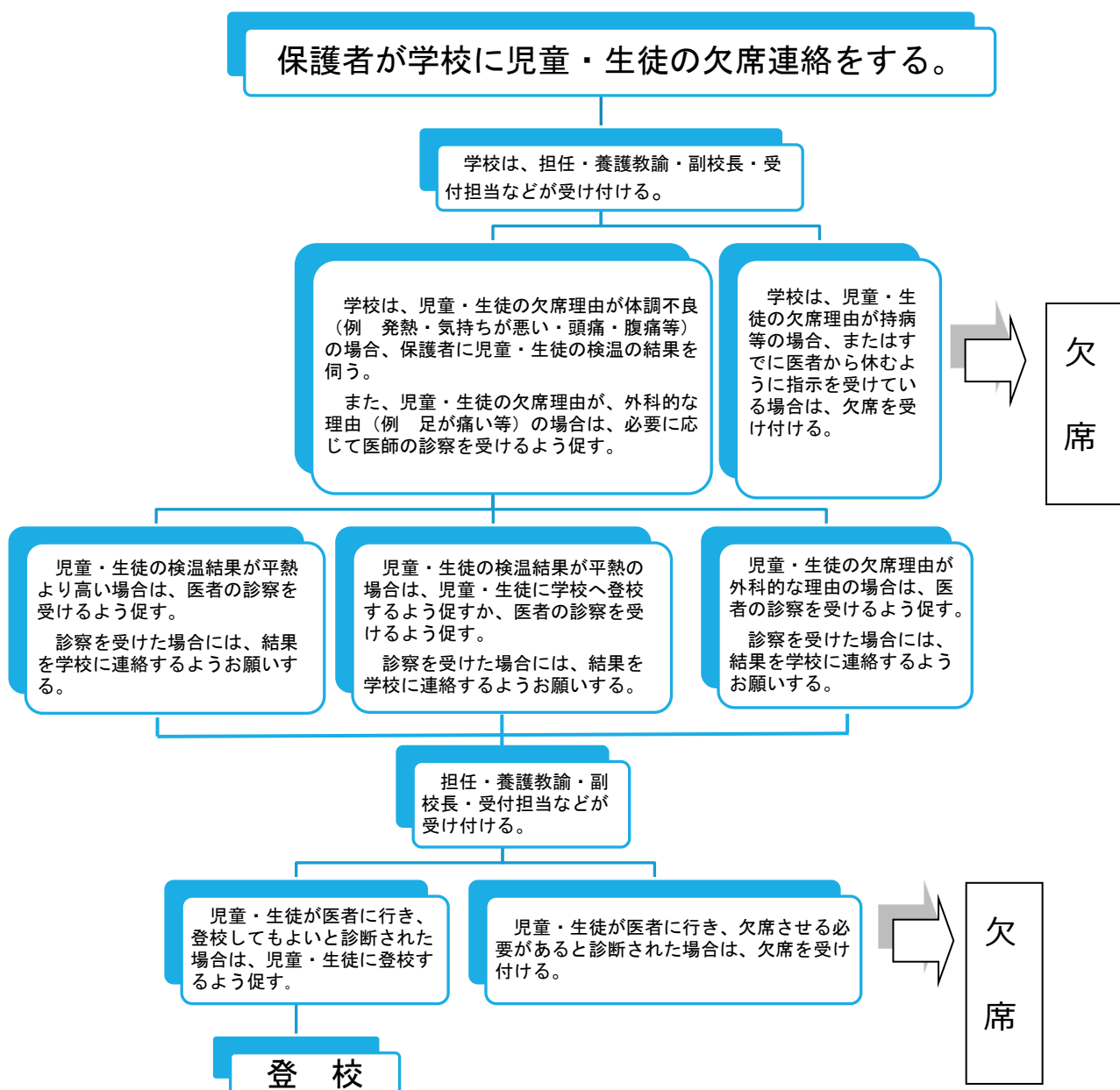
2 「早期支援」の取組

[学校の欠席受付方法の工夫について]

(1) ねらい

不登校を未然に防ぐためには、児童・生徒の欠席理由を明確にし、曖昧な理由での欠席をさせず、登校しぶり（不登校の初期）に対応することが大切です。そのためには、欠席をするときは児童・生徒の検温をし、体調を正確につかむとともに、医者診察を受け欠席する必要があるか否かを判断していただくことが大切です。

(2) 欠席受付の流れ



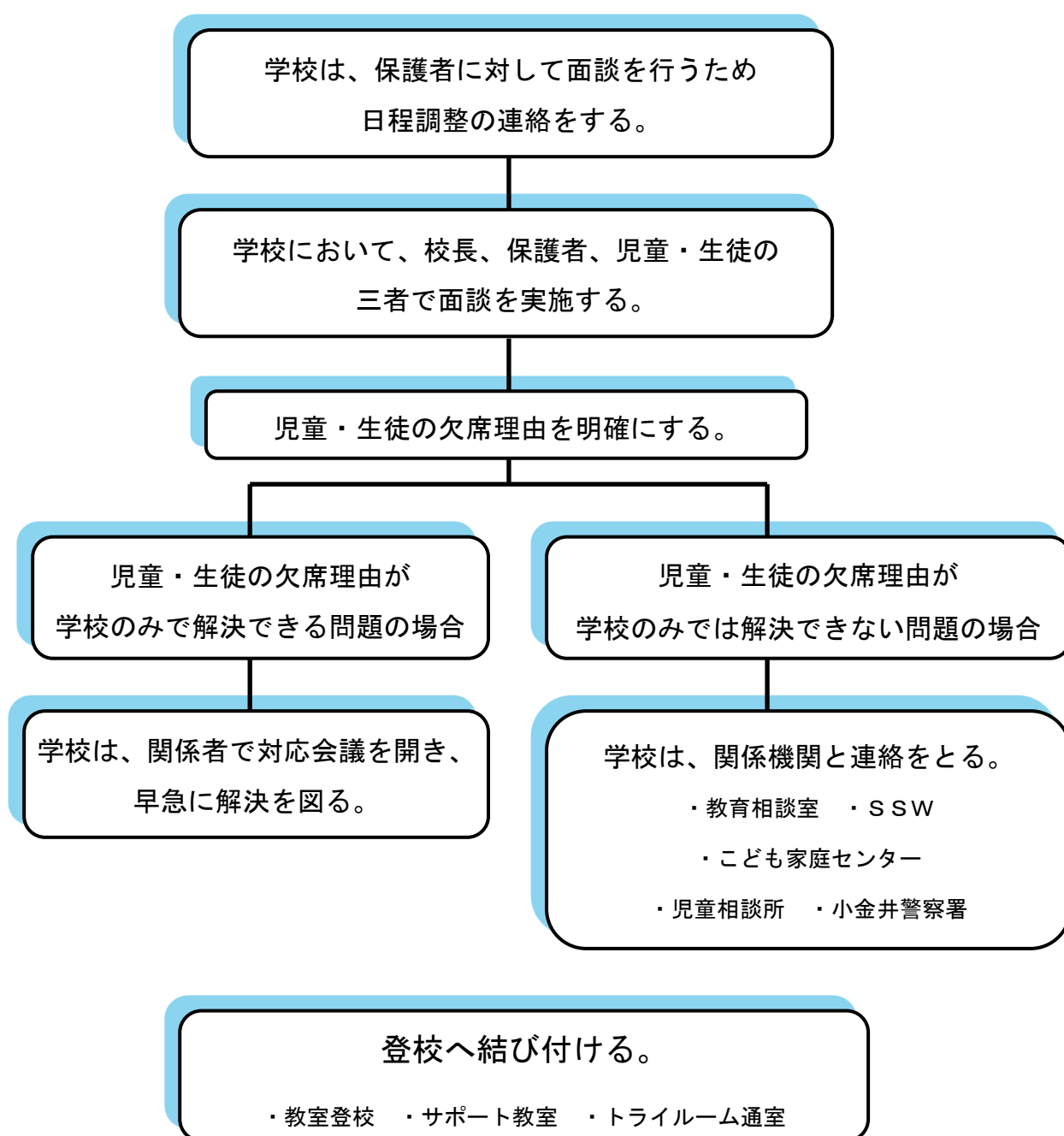
※ 学校は、必要に応じて医師の診察を促しますが、受診するか否かは、保護者の判断となります。そのため、受診をせずに欠席となった児童・生徒については、保護者から状況を丁寧に聞き取り、児童・生徒本人に寄り添った対応を図る必要があります。

[校長等面接を含めた学校と教育委員会が連携した支援体制について]

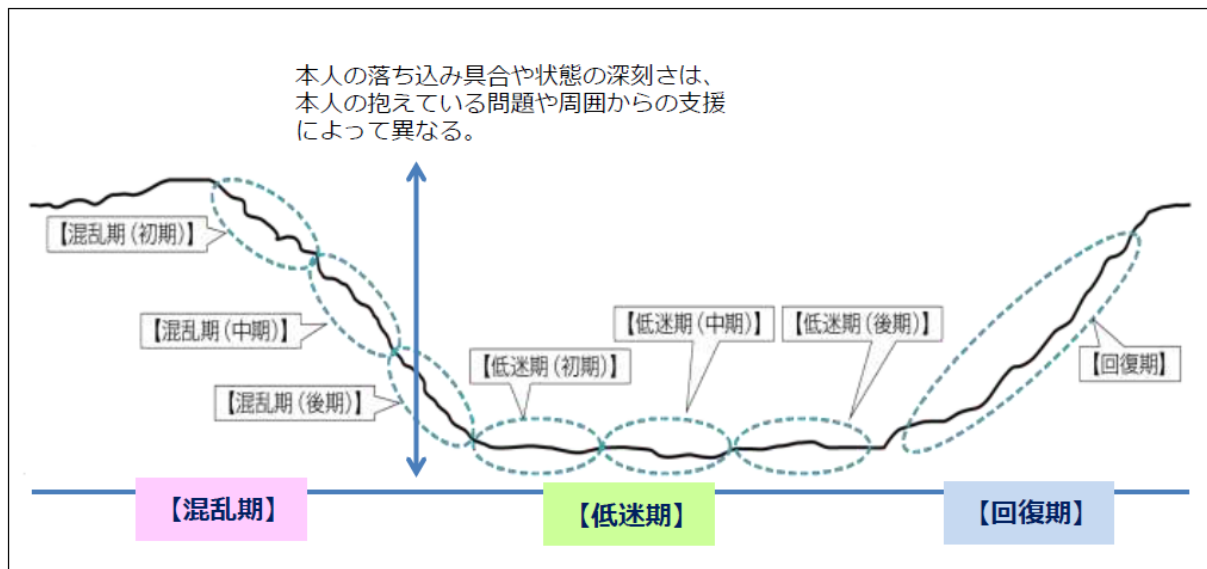
(1) ねらい

病気等の理由がなく、連続7日間（休業日を除く）以上の欠席児童・生徒に対して、校長面談を実施し、欠席理由を明確にし、その問題解決のために学校として全力を尽くし、児童・生徒の欠席長期化を防ぎます。

(2) 面談実施までの流れ



3 「長期化している児童・生徒」の取組



不登校状態が長く続いている児童・生徒については、各段階における適切な支援を検討するようにしましょう。

○ 段階1：低迷期（初期）

支援のポイント：無理に登校を促さず、安心して休める環境を整える。

○ 段階2：低迷期（中～後期）

支援のポイント：本人の興味に関心を示しながら、家族以外（学校関係者等）とのつながりを少しずつもつ。

○ 段階3：回復期（前半）

支援のポイント：小さなことから本人に自己決定（選択）をさせ、行動をサポートする。

○ 段階4：回復期（後半）

支援のポイント：本人と話し合い、スモールステップで再登校に向けた練習を行う。

（1）出会いを大切にする ～新年度や新学期の始業日とその後～

不登校による欠席が長期化している児童・生徒は、新年度や新学期の始めには、登校しないことや登校できないことに対して、不安や焦り、心配、諦めなどの気持ちと、心機一転、再出発したいという思いをもっている場合があります。新しい年度が始まったら、当該の児童・生徒に直接会いに行きましょう。すぐに会えなければ、電話をしましょう。児童・生徒はとてもうれしい気持ちや、安心感をもってくれるはずです。大切なことは、自分のために先生が会いに来てくれた、電話をしてくれたことなのです。早めに保護者とも話をする機会をもちましょう。

（２）本人又は保護者と話をする ～じっくりと関わる～

① 保護者の協力が得られる場合

不登校による欠席が長期化している児童・生徒に対して、深く関わろうと焦ることが、逆に児童・生徒や保護者を追い詰めてしまう場合もあります。スクールカウンセラー（ＳＣ）などからの助言を踏まえ、組織的・計画的に支援をしましょう。

【保護者向けコミュニケーション例】

- ・ 会話のきっかけづくり

あいさつ、「洗濯物を取り込んでくれたら助かるな」といった「小さなお願い」から始める。

- ・ 会話の工夫（アイ・メッセージ）

×「この先どうするの？」

→○「お母さんはとても心配になるな」と、主語を自分にして伝える。

- ・ 姿勢の共有

育て方を否定せず、まずは保護者の不安を受け止める姿勢を学校と共有する。

② 保護者の協力が得られない場合

欠席が長期化している児童・生徒やその保護者と、会ったり連絡を取ったりすることはできるものの、様々な事情により保護者の協力が得られず、当該児童・生徒への対応が難しい場合もあります。その際は、ケースに応じてスクールカウンセラー（ＳＣ）やスクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、教育支援センター「トライルーム」、教育相談室、児童発達支援センター、こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所、保健所、医療機関、民生委員・児童委員などと連携し、それぞれが専門的な立場から保護者に関わり、当該児童・生徒の状況把握と保護者から協力が得られない理由等の情報を共有した上で、多角的に当該児童・生徒と保護者を支援していきましょう。

加えて、教育相談室では、学校訪問を行っています。学校の教員と教育相談室の心理職等がチームとして児童・生徒を支援することを目的に情報共有を行っています。児童・生徒、保護者に教育相談室の利用を促すことも効果的です。

（３）本人や保護者と会えない・連絡が取れない ～まず確認する～

家庭訪問や電話連絡を繰り返しても、児童・生徒や保護者と会えない又は児童・生徒と会うことを保護者が拒絶するなど、児童・生徒の安否が確認できない場合は、直ちにこども家庭センターや児童相談所等への通告を行うほか、警察などへの情報提供を行うなど、適切な対処が必要です。

※ 今、この瞬間にも、命にかかわる苦しみを抱えている児童・生徒がいるかもしれません。
まず、安否の確認を！

4 日頃の児童・生徒理解と時期を捉えた適切な指導

〔日頃の児童・生徒理解〕

- 児童・生徒の悩み・不安の把握のための日頃のチェック

場面別の観察ポイント

場面1 登校時、下校時

- 登下校を渋る
- 遅刻や早退が増加する
- 挨拶に元気がない
- 友達と一緒に登下校したらない

場面2 朝や帰りの会

- 体調不良をよく訴える
- 朝夕の健康観察に変化がある
- 朝から眠いと訴える
- 表情や目つきがいつもと違う

場面3 授業場面

- 学習に取り組む意欲がない
- 学習用具の忘れ物が多い
- 教師の話が聞けない
- ぼんやりしている
- 友達と関わる場面でも参加しない

場面4 休み時間

- 友達と遊びたらない
- 一人で過ごすことを好む
- 外で遊ぶことを嫌がるようになる
- 保健室に行きたがる
- 他学年の子供とばかり遊ぶ

場面5 給食(昼食)時

- 食べる量が極端に減る
- 食べる量が極端に増える
- 食欲がないと訴える
- 友達との会話が減る

場面6 学校行事

- 参加を拒む
- 参加への不安を訴える
- 行事が近づくと体調不良になる
- 行事への欠席が多い

場面7 部活動

- 休みがちになる
- 練習等への意欲が乏しい
- 友達と関わろうとしない

場面8 その他

- 保健室への来室が増える
- 今までできていたことができなくなる
- 用事もないのに職員室に来る

(引用) 「学校における子供の心のケア」(文科省)

〔時期を捉えた児童・生徒一人ひとりの様子の把握〕

- 4月 変化への期待と不安の時期
 - ・ 年度初めは様々な情報が入ってきやすい時期です。積極的に情報を収集し、児童・生徒理解に役立てましょう。
- 7月 夏休みが始まる時期
 - ・ 生活リズムが乱れたり、他との関わりが減ったりすることで不安を感じる児童・生徒がいる可能性があります。

- 8月 夏季休業中と夏休みが終わる時期
 - ・ 気になる児童・生徒とは休業中も会う、あるいは電話で話すことも必要です。
 - ・ 長期休業中に生活リズムを乱している児童・生徒がいる可能性があります。
- 9月 新学期が始まる期待と不安の時期
 - ・ 長期休業明けで、憂うつになる児童・生徒がいる可能性があります。
- 1月 新年の始まりの期待と学年末に向けた不安の時期
 - ・ 冬は体調を崩しやすい時期です。季節性のうつ状態になる場合もあります。
 - ・ 進級・進学を意識し、勉強などに負担を感じやすい時期です。
- 3月 進級・進学に向けた期待と不安の時期
 - ・ 1年間で収集した情報を確実に引継ぎ、継続した支援に役立てましょう。

〔時期を捉えた適切な指導〕

■ 入学時

入学式に欠席した児童・生徒（理由がはっきりしている場合を除く）について、家庭訪問を実施します。家庭訪問をとおして、学級担任と本人及び保護者と関係をつくるとともに、状況に応じて、本人と保護者が安心できる体制を整えることにつなげます。

特に、不登校の状態のまま進学してきた場合は、学校への信頼感を高めることが大切です。就学前施設や転学前に所属していた学校との引継ぎや情報共有に基づき、早期に対応ができるように準備する必要があります。また、進学をきっかけに頑張っている児童・生徒については、不登校状態に戻ることがあるので、欠席状況の変化等を注意する必要があります。

■ 進級時

学級編成を行う際には、必要に応じて、児童・生徒相互の人間関係に配慮します。また、前学級担任と新学級担任との引継ぎを密にし、一緒に本人や保護者の方と面談を行うなどして安心感をもたせるようにします。

■ 長期休業中

長期休業中は、「登校しなければならない」「みんなに会う」という葛藤から解放される時期でもあります。本人が前向きになり、本人や保護者の了解が得られたときには、他の児童・生徒が登校しないこの時期に、学級担任と話したり、学習支援を行ったりする機会をつくるのが考えられます。

■ 小学校から中学校へ

小学校で不登校の経験がある生徒については、4月の入学当初から対応する必要があります。また、中学1年生の不登校生徒のうち、小学校段階で何らかの兆候があり、入学後に学校への不適応を起こす場合が少なくありません。

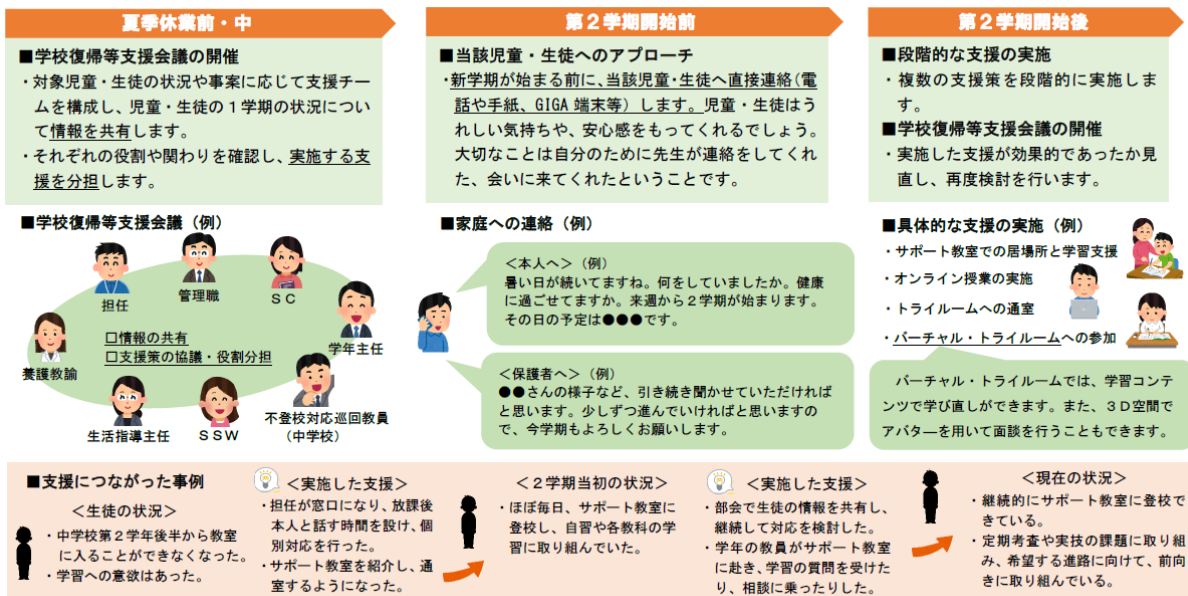
不登校の未然防止には、欠席状況や友達関係等の必要な情報を伝える丁寧な引継ぎや、不安感を取り除く取組等の小中連携を充実し、小・中学校間の円滑な接続を図ることが重要です。

教職員向け

新学期開始に向けた不登校児童・生徒への支援

不登校児童・生徒数は月ごとに増加傾向が見られ、新規の不登校児童・生徒も出ています。新規の不登校児童・生徒を生じさせないよう未然防止に取り組むとともに、不登校児童・生徒への組織的な支援をより一層の充実させる必要があります。

不登校児童・生徒は、登校への不安や焦り、心配、諦めなどの気持ちと、心機一転、再出発したいという思いをもっている場合があります。2学期の始まりという節目を、状況を好転化させる機会とし、児童・生徒への支援を組織的に実行しましょう。



【参考】児童・生徒を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて～(東京都教育委員会 平成30年12月)

5 学校内で学ぶ・育つ

(1) 別室への登校

<迎えるための準備>

- 温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮する。
- 児童・生徒が安心し、自己存在感や充実感を感じられる場所としてサポート教室を校内に設置する。
- 落ち着ける場所を用意する(保健室、相談室や学校図書館を活用する。))。
- 児童・生徒の一人ひとりの状況に応じた支援を推進するために、情報を収集する。

※ 本人の気持ちを確認し、無理はさせない。

- ・ 時差登校した場合、その時間に対応できる教職員を確認する。
- ・ 学校で短時間過ごすことから始め、少しずつ滞在期間を長くしていく。
- ・ 自分で学びたい教科を選ばせ、継続的に取り組めるようにする。
- ・ 他の児童・生徒と別室で交流する機会を設ける。
- ・ 別室でも学校の生活リズムにできるだけ合わせて過ごすようにする。

（２）部分的な教室復帰

＜迎えるための準備＞

- どの授業・活動から参加できるかについて本人と相談する。
- 本人の選んだ抵抗感の少ない授業などから、少しずつ参加してみる。
- 信頼できる友達がいる場合は、一緒に教室に入ってもらおう。
- 「まずは教室の前までから。」「達成したら次の段階へ。」など、スモールステップで進める。
- 学級の児童・生徒には、当該児童・生徒が教室に入ってきたとき、いつもどおりに自然に振る舞うよう、あらかじめ話しておく。

（３）本格的な教室への復帰 ～学校に戻ってからも丁寧な支援を～

学校復帰・教室への復帰ができたとしても、その後の学級での生活で、自分の居場所や安心感を得られなければ、再び不登校状態になる場合があります。

- ・ 学級の中で、冷やかしかからかいなどがなく、落ち着いた状態
- ・ 学校生活で分からない事を教えてくれる周りの友達の存在
- ・ 補習などにより、学習面で少しでも安心できるような対応 など

これらを心掛け、復帰した児童・生徒が、「居場所」や「きずな」を感じられるようにするなど、引き続き、十分な配慮をしていきましょう。

6 学校外の関係機関で学ぶ・育つ ～ゆっくりと外の世界とつなぐ～

登校することは難しいが、自宅から外に出て学んだり、大人や同世代と交流したりできる、また、そのようなことを望んでいる児童・生徒には、学校外の関係機関の利用が効果的です。

- 教育支援センター「トライルーム」（国分寺市教育センター ひかりプラザ３階）

本市では、不登校児童・生徒の支援のため、国分寺市教育センター（ひかりプラザ３階）と本多公民館２階に教育支援センター「トライルーム」を設置しています。不登校児童・生徒の在籍校への復帰や自宅以外の居場所づくりの支援のため、社会的自立に資することを目的として設置する施設です。

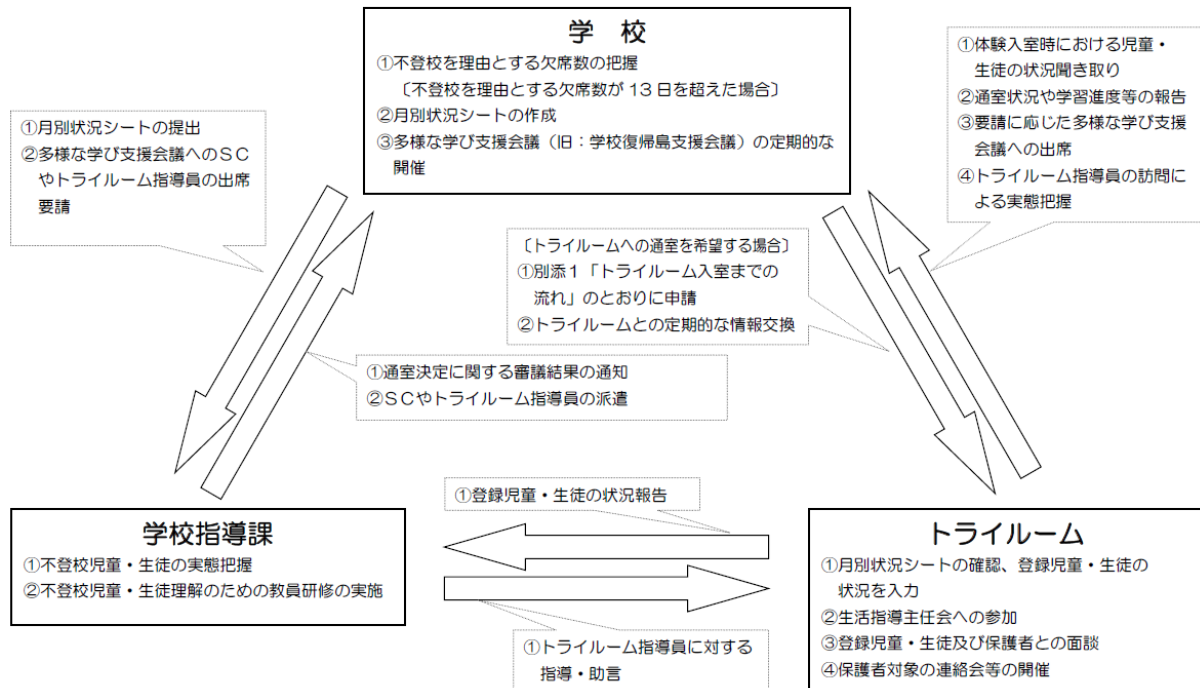
教科の学習、体験活動、カウンセリング等が行われています。小集団指導や個別指導等を行っています。学校外の居場所づくりとしても重要であると考え、児童・生徒の実態に寄り添って支援をしています。

通室すると、出席扱いとなります。

〔学校と教育委員会が連携した支援体制について〕

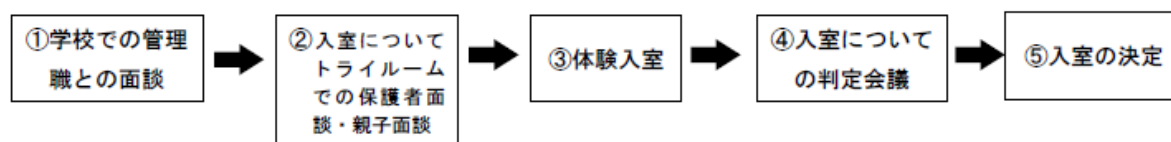
国分寺市教育委員会
学 校 指 導 課

学校と教育委員会との連携した支援体制について



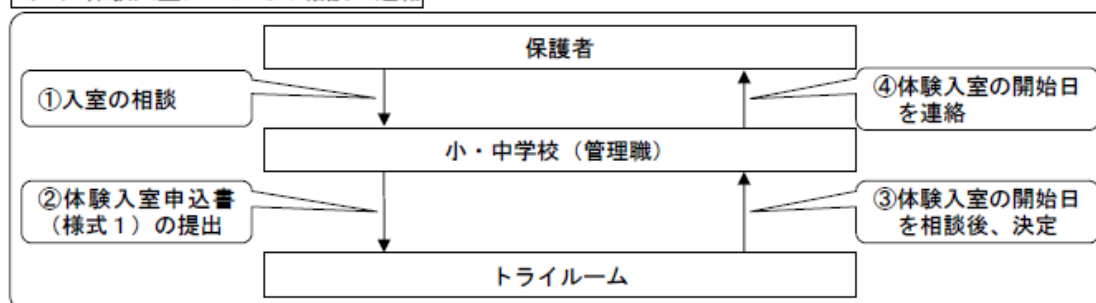
トライルーム入室までの流れ

1 トライルーム入室の基本的な流れ



2 入室までの個々の段階での流れ

〔1〕体験入室についての相談・連絡



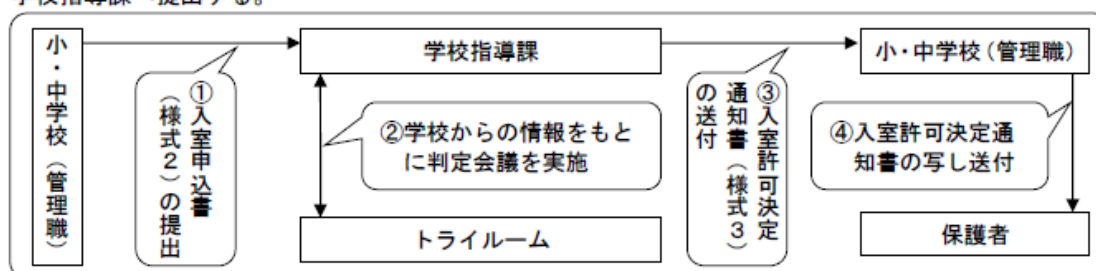
学校からトライルーム体験入室申込書（様式1）が学校指導課に届いた後、学校指導課は、学校と相談して体験入室の開始日を決定する。学校は、保護者に体験入室の開始日を連絡する。

〔2〕体験入室

体験入室開始日から2週間の間に3日以上を通室を目安とする。

〔3〕入室についての判定会議から入室決定通知まで

体験入室から2週間後までに、学校は保護者の入室希望を受け、トライルーム入室申込書（様式2）を学校指導課へ提出する。



※学校指導課はトライルーム入室許可決定通知書（様式3）を、体験終了までに学校へ送付することとする。

〔4〕入室許可決定後

学校は、入室決定通知書を受け、トライルーム入室児童及び生徒の状況報告書（様式4）を学校指導課へ提出する。

※体験入室期間の通室日数については、入室が決定後、出席数に追加する。

令和 8 年 5 月
国分寺市教育委員会
学 校 指 導 課

バーチャル・トライルームを活用した不登校対応の充実

バーチャル・トライルームの目的

- ・外出等に課題をもつ児童・生徒がVTを利用して、生活リズムを整え、学習習慣、社会性を養う。
- ・児童・生徒が、VTで身に付けた社会性等をもとに、学校復帰や社会的自立につなげる。

教職員によるVTを活用した支援

■友達や支援員、トライルーム指導員とのコミュニケーションの活性化

テキストチャットやボイスチャットでの会話を通して、生活状況や健康状況、興味・関心のあることなど、様々な話題から関係性をつくることができるようにする。

■支援員が開催するイベントへの参加の促進

支援員が開催するVT内のイベントへの参加を促したり、一緒に参加したりすることで、児童・生徒が友達や支援員との関係性を築けるようにする。

■「みんなでプロگرامming」や「桃太郎電鉄」のコンテンツの活用

学習に関わるコンテンツの継続的な利用を促し、VTを定期的に活用することで生活習慣を整えるようにする。

利用にあたって学校が実施すること

＜利用前＞	□教職員のVTの目的等の理解	□校内体制の構築	□対象児童・生徒への案内	□児童・生徒用アカウント配布
＜利用中＞	□トライルーム指導員と活用状況の共有	□活用状況の把握と評価・活用方法の見直し		

対 象

学校に登校できていない、または休みがちな児童・生徒

■学習コンテンツ「すらら」を活用した学び直しと評価

学年別、教科別に分かれた学習コンテンツです。間違えた問題にも繰り返し挑戦できます。担任等が、学習単元を指定することで、在籍学級の授業と関連を図り、学習習慣を養えるようにする。

■トライルーム指導員と、児童・生徒の活用状況の共有

VTの活用状況を共有し、児童・生徒への今後の支援を検討する。

学校復帰等につながった事例

令和6年度では、不登校の生徒がVTを活用することで、トライルームひかりへの通室につながるケースや、支援員や指導員とのコミュニケーションによって、継続的な入室と「デキタス」の利用があった。

VTを利用した児童・生徒の感想

「デキタスで勉強できたことがよかった。」
「もっと多くの人とチャットや音声で会話をしたい。イベントに参加したい。」
「学習のことや人間関係のことで相談に乗ってほしい。」

○ 教育相談室（国分寺市教育センター ひかりプラザ3階）

国分寺市教育センター（ひかりプラザ3階）に教育相談室を設置しています。心理士がスタッフとして勤務し、不登校や発達障害を含む、様々なことについて相談できる施設です。定期的にカウンセリングなどを受けることができ、児童・生徒、保護者に寄り添ってお話を伺います。

○ 児童発達支援センター つくしんぼ

児童発達支援センター つくしんぼでは、発達に遅れや心配がある子どもとその保護者を対象に、関係機関の連携しながら、子どもの発達に関する総合的な支援を行う施設です。心理相談では、生活面、運動面、遊び、言葉等、子どもの発達や成長に関する様々な相談を受け付けています。また、訪問支援事業として、子どもが集団生活に適応し、楽しく過ごせるよう、専門分野の職員が在籍校などを訪問し、担任と子どもに対する関わり方や環境調整の仕方などを一緒に検討します。

○ こども家庭センター、児童相談所、福祉事務所

こども家庭センターは、児童・生徒と家庭に関するあらゆる相談に応じ、支援や保護の必要な児童・生徒と家庭の問題に対処します。児童相談所は少年犯罪や虐待など児童福祉に関すること、福祉事務所は生活保護など幅広い福祉に関することの相談を受け付けています。

○ 保健所、精神保健福祉センター

保健所では、メンタルヘルスや地域の感染症などに関する相談を受け付けています。精神保健福祉センターは、特に心の問題や病気についての相談を専門的に扱っています。

※ フリースクール等との連携

フリースクール（フリースペースという場合もある。）とは、民間において自主的に設置・運営されるもので、不登校児童・生徒に対し、個別の学習や相談・カウンセリング、社会体験や自然体験などの体験活動、授業形式による学習などを行っています。

不登校児童・生徒が、こうした民間施設において相談・指導を受ける際に、一定の要件を満たすとともに、学校への復帰を前提とし、不登校児童・生徒の自立を支援する上で有功・適切であると判断される場合は、校長は指導要録上出席扱いとすることができます。

現在、国分寺市立小・中学校に在籍する児童・生徒の中にも、こうしたフリースクールを利用している児童・生徒がいます。様々な事情により、フリースクールを利用したい場合は、在籍校の校長に相談することとしています。

7 家庭で学ぶ・育つ ～安心できる場所からのスタート～

○ 訪問支援

担任は全ての児童・生徒の生活や学習の状態を把握する必要があります。その際に、家庭訪問など、訪問型の支援が有効なことがあります。すぐに登校に結び付かなかったとしても、担任とのつながりを保っておくことが大切です。さらに、スクールソーシャルワーカー

(SSW)、こども家庭センター、民生委員等と連携するなど、効果的な取組が行われています。

- ★ 家族以外の人と定期的に会えるようになることで、児童・生徒の気持ちが前向きになることがあります。

<家庭訪問のポイント>

- 本人・保護者の状況や希望に合わせるなど、継続できることが重要です。
 - ・ 訪問の月日と時間帯（週に1回、午後など）
 - ・ 訪問の場所（家庭以外の場所であれば教育支援センターなど）
 - ・ 滞在の時間（10分くらいの面会から始めるなど、特に最初は短くてもよい。）
 - ・ 同席者（最初は保護者などが一緒の方がリラックスできることもあります。）
- 聞きたいこと・知りたいことがある場合は、事前に伝えるなどの配慮を行う。

家庭訪問で虐待を発見することもあります。

- ・ 身体的虐待 暴力を振るわれている
- ・ 心理的虐待 言葉による脅し、無視、家族に対する暴力の目撃
- ・ ネグレクト 食事を与えられていない、重い病気になっても病院に連れて行ってもらえない
- ・ 性的虐待 性的行為をされたり、見せられたりしているなどの様子が見られる、あるいはその疑いがある場合、管理職に報告し、すぐに関係機関へ通告しなければなりません。

※「虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない」とあることから、虐待の疑いがある場合には、学校から通告することは義務とされている。

（「児童虐待の防止等に関する法律」から一部抜粋）

■ 学校が保護者と確認しておくこと

長期欠席が続いている児童・生徒の支援を進めていく一方で、保護者との確認や情報提供が必要な事務手続きがあります。

- (例)
- ・ 教科書の配布
 - ・ 教材費の集金（購入するかしないか）
 - ・ 健康診断
 - ・ 給食について

※ 欠席が続いていることから「教材の購入等をやめます、止めます。」など、発言することは保護者からすると冷たく捉えられることもあります。保護者の考えに寄り添いながら丁寧に説明することが求められます。

8 学校外の公的機関や民間施設における相談・指導

～校長が認める場合、一定の要件を満たすと出席扱いになる場合があります～

(1) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導について

「不登校児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。」と示されています。（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」から抜粋）

(2) 学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けて出席扱いとする場合の要件

- 学校外の施設における相談・指導が不登校児童・生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童・生徒が現在において登校を希望しているか否かに関わらず、不登校児童・生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう、個別指導等の適切な支援を実施していると判断する場合。
- 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項（ア）～（ウ）を踏まえること。

〔留意事項〕

（ア）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

児童・生徒が学校外の施設に通っている場合、学校は保護者と継続的に懇談し、当該施設への通所に係る状況や、保護者や本人の希望等を把握し、児童・生徒への支援に関しての情報提供や相談対応などを積極的に行う必要があります。

（イ）学校外の施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られない、あるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望があった上で適切と判断される場合は、民間施設での相談・指導も考慮されてよいこと。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であることから、民間施設における相談・指導が個々の児童・生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断する必要があります。そのため、校長は在籍児童・生徒が民間施設に通っている状況を、36ページの様式を参考にするなどして市教育委員会に報告するとともに、市教育委員会は当該施設との情報交換や連携に努め、当該校に適切な助言を行うことができるようにしましょう。

（ウ）当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とし、その内容を踏まえること。

学校は、定期的に、当該施設における児童・生徒の出席状況や学習活動の状況等を記録した文書を受け取ったり、当該施設の指導員等と懇談したりして、当該施設の相談・指導の内容について理解した上で判断をしましょう。

(3) 「評価」について

- ・ 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童・生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童・生徒の学習意欲に応え、社会的自立を支援する上で大きな意義をもちます。
- ・ 評価の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではありません。しかし、児童・生徒の置かれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等に文章で記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童・生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めるようにしましょう。

9 ICT等を活用した学習活動

～校長が認める場合、一定の要件を満たすと出席扱いになる場合があります～

(1) ICT等を活用した学習活動について

「不登校児童生徒を支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たした上で、自宅において、教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業が提供するICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができることとする。」と示されています。（「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」から抜粋）

(2) ICT等を活用した学習活動を出席扱いとする場合の要件

- 不登校児童・生徒が自宅等においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が当該児童・生徒の社会的な自立を目指すものであり、学習理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムで、訪問等による対面指導が適切に行われることを前提としつつ、当該児童・生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう有効・適切な学習を実施していると判断する場合。
- 「出席扱い」の判断に当たっては、下記の留意事項（ア）～（オ）を踏まえること。

〔留意事項〕

（ア）保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

不登校児童・生徒が自宅等においてICT等を活用した学習を行うことについて、学校は保護者と十分な懇談を行うとともに、ICT等の活用状況の把握等について必要な協力を求めるようにしましょう。

（イ）ICT等を活用した学習活動とは、公的機関や民間事業者が提供するICT教材を活用した学習や、インターネットを活用した個別学習システムによる学習、在

籍校の授業を自宅に配信して行う学習（同時双方向型授業配信やオンデマンド型授業配信）、通信教育を活用した学習などが含まれること。

（ウ）学校が児童・生徒のＩＣＴ等を活用した学習状況等を的確に把握すること。

- ・ ＩＣＴ等を活用した学習活動を出席扱いとするには、学校が、児童・生徒に必要な学習支援や将来の社会的自立に向けた支援などが、定期的かつ継続的に行われていることを確認する必要があります。保護者等から、児童・生徒が学習をしたことを確認できる履歴（学習ログ）等を提供してもらい、内容を確認しましょう。

その際、不登校状態が必要な程度を超えて長期に渡ることを助長しないよう留意し、個々の児童・生徒の状況を踏まえつつ、学校外の公的機関や民間施設等での相談・指導を受けることができるよう、段階的な支援を心掛けましょう。

- ・ 校長は、当該児童・生徒の学習活動の状況等について、例えば、対面指導に当たっている者から定期的な報告を受けたり、学級担任等の教職員や保護者などを含めた連絡会を実施したりするなどして、その状況を十分に把握するよう努めましょう。

（エ）学習活動は、当該児童・生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的な学習プログラムであること。

- ・ ＩＣＴ等を活用した学習活動は、学年や個々の学習の理解の程度に応じたものであり、在籍校の年間指導計画等に準拠した計画的なものであることが望ましいといえます。
- ・ 不登校児童・生徒によっては、民間事業者が提供する教材を活用している場合など、あらかじめ決められている学習プログラムを活用することも考えられますが、その場合、その学習活動が当該児童・生徒にとって有効・適切であるかどうかについては、校長が設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断する必要があります。

（オ）出席扱いの日数の換算については、当該児童・生徒の態様（これまでの家庭での過ごし方や学校への登校状況、対面指導の日数等）に応じて、学習時間や学習量などを基準とした規程等を作成するなどして判断できるようにし、当該児童・生徒や保護者に対して事前に説明しておくように努めること。

（３）「評価」について

- ・ ＩＣＴ等を活用した学習活動の成果を評価に反映する際には、学校が把握した当該学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らして適切と判断される必要があります。
- ・ 評価の指導要録への記載については、必ずしも全ての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではありません。しかし、児童・生徒の置かれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を「総合所見及び指導上参考となる諸事項」等に文章で記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童・生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めるようにしましょう。

- ・ 通知表その他の方法により、児童・生徒や保護者等に学習活動の成果を伝えることもできます。当該児童・生徒や保護者、家庭の状況に合った方法で伝えられるようにしましょう。
- ・ 教育委員会や民間事業者等が提供する教材やインターネット上の学習システムを活用する場合は、当該教材の学習履歴や学習時間、確認テストの結果などに基づいて評価を行うこともできます。どのような方法で評価を行えるか、校内で検討し、共有するようにしましょう。

10 民間施設等と連携していく際の流れについて

原則、次の①から⑤に掲げる流れにより指導要録上の「出席扱い」を判断するものとし、「出席扱い」の認定後、当該校による民間施設との定期的な情報交換（場合によっては施設訪問）及び当該校と該当児童・生徒及び保護者との定期的な連携・協力を行うものとし、ます。

- ① 児童・生徒本人及び保護者と「出席扱い」等について相談する。
- ② 児童・生徒本人及び保護者より「出席扱い」等の希望がある場合は、学校が、児童・生徒本人及び保護者から、通所する民間施設についての聞き取りを行う。
- ③ 本ガイドブック「8 学校外の公的機関や民間施設における相談・指導」にある3項に基づき、校内にて「出席扱い」等について協議を行い、最終的に校長が判断する。必要に応じて、当該施設の訪問、教育委員会との協議を行う。
- ④ 校長から保護者へ「出席扱い」等の適否について連絡をする。
- ⑤ 校長から市教育委員会に「出席扱い」について報告をする。
(月別状況シートにて報告)